

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・住民の帰還に向けた動きや富岡町の復興に係る方針の検討を踏まえて、地域の農業の復興及び発展を図るための基本的な方針について検討していく。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・①の農業の復興及び発展の基本的な方針を踏まえながら、今後必要な農業関係施策について検討していく。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・今後、農業者や農業関係団体の意向等を踏まえて、地域の農地の確保とその有効利用の方針について検討していく。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・大原地区の農地の一部では、原子力発電所事故収束へ向けて必要不可欠な廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟等の用地としての土地利用（非農業的土地利用）を行う。
- ・大石原・下千里地区、高津戸・清水前地区及び杉内地区の農地の一部では、太陽光発電事業の土地利用を行い、得られた売電益の一部を最大限活用して農業の再生・再興へ向けた各種施策に取り組み、当該事業終了後については、町としての土地利用及び農業振興政策上、当該事業地を農地に戻し、更なる農業発展の実現を目指す。
- ・その他の地区の農地については、復旧・復興に向けた各種計画と整合性を図りながら、農地として利用していくことを基本としつつ、今後の農業上の土地利用の方針について検討していく。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）
1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積			事業主体	施行年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
				うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積					
B	大原	その他の施設の整備に係る事業	廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟用地	1.2ha	1.2ha	1.2ha	富岡町	平成27～28年度	—	非線引き区域	
C	大石原・下千里	その他の施設の整備に係る事業	太陽光発電事業用地	40.2ha	40.1ha	39.9ha	富岡復興エナジー合同会社	平成27～29年度	—	非線引き区域	
D	高津戸・清水前 <u>第1工区</u> <u>第2工区</u>	その他の施設の整備に係る事業	太陽光発電事業用地	34.0ha <u>33.3ha</u> <u>0.7ha</u>	34.0ha <u>33.3ha</u> <u>0.7ha</u>	33.9ha <u>33.2ha</u> <u>0.7ha</u>	株式会社さくらソーラー	平成27～29年度	—	非線引き区域	
E	杉内 第1工区 第2工区	その他の施設の整備に係る事業	太陽光発電事業用地	43.0ha 42.7ha 0.2ha	37.3ha 37.1ha 0.2ha	28.3ha 28.1ha 0.2ha	富岡合同会社 杉内ソーラー	平成27～30年度	—	非線引き区域	
計				118.4ha	112.6ha	103.3ha					

※杉内地区事業面積については、工区毎の端数処理の関係上、合計面積と一致しておりません。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。
なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
(2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
(3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
(4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域外の別を記載する。

- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途域内、非線引き都市計画区域の用途域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

(別紙様式2)

地区名：大原 地区

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行 状況		
B	農業構造 改善事業	大原	富岡町 土地改良 区	78.0ha	S42- S44	1.2ha	完了	補助	<p>菅農再開・農業復興にあたっては、風評被害の払拭などの観点から、福島第一原子力発電所の廃炉は必要不可欠である。</p> <p>大原地区は町の復興拠点であり行政施設が立地することなど、町全体の復興を図る上で重要な地域であることから、廃炉国際共同センター国際共同研究棟を立地する土地利用を行う。</p> <p>当該事業区域については、平成27年7月に完成した、県営かんがい排水事業富岡地区の受益地となっていることから、「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領」の規定に基づき、福島県が補助金返還の免除を申請する予定である。</p> <p>また、当該地を本計画により事業区域から除外することについては、富岡町農業委員会へ随時説明（最終説明H27.11）を行っているとともに、富岡町土地改良区への説明（H27.11）を行い、了承を得ている。</p> <p>なお、当該事業区域内で営農再開する農地及び区域外の農業の健全な発展に支障を来すことのないよう関係機関と調整した上で事業者の指導を徹底する。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、また、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>農業復興政策を着実に進め農業の再生を推進するとともに、全町避難が継続する特殊な事態であることから、町の復興復旧に向けた各種計画との整合を図りながら、土地利用を検討する。</p>									

2 調整措置概要

地区名 : 大石原・下千里 地区

(別紙様式2)

農業関係施策 図面番号	農業 関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設 受益面積・ 施設等	施行 状況		
C	団体営 圃場整 備事業	大石原・ 下千里	富岡町 土地改良区	22.8ha	S60-H3	40.1ha	完了	補助	太陽光発電事業は、将来の農業復興のために必要な財源を生むための方法の1つと位置付け、売電収入を活用して残される農地での営農再開及び発電事業終了後の農業再生を図るための農業復興政策を推進し、作物の高品質化・多収量化の実現を目指すものであるが当該区域以外に必要な用地を確保することが困難である。また、当該事業については、近隣に必要な関連施設を有している。 当該事業区域については、平成27年7月に完成した、県営かんがい排水事業富岡地区の受益地となっている事から、「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領」の規定に基づき、福島県が補助金返還の免除を申請する予定である。 また、当該地を本計画により事業区域から除外することについては、富岡町農業委員会へ随時説明（最終説明H28.2）を行っているとともに、富岡町土地改良区への説明（H27.11）及び協議（H28.2）を行い、了承を得ている。
				35.9ha	S54- S58				
	富岡か んがい 排水事 業	富岡	福島県	743.3ha	S62- H27	40.1ha	完了	補助	なお、当該事業区域内で営農再開する農地及び区域外の農業の健全な発展に支障を来すことのないよう関係機関と調整した上で事業者の指導を徹底する。

<p>② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策</p>	<p>雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。</p>
<p>③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定</p>	<p>農業復興政策を着実に進め農業の再生を推進するとともに、全町避難が継続する特殊な事態であることから、町の復興復旧に向けた各種計画との整合を図りながら、土地利用を検討する。</p>

2 調整措置概要

地区名 : 高津戸・清水前 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域		施策の 種 別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						含まれる受益地・ 受益面積・ 施設等	施行 状況		
D	団体営 圃場 整備 事業	高津戸・ 清水前	富 岡 町 土地改良区	72.0ha	S55- S61	34.0ha	完了	補助	太陽光発電事業は、将来の農業復興のために必要な財源を生むための方法の1つと位置付け、売電収入を活用して残される農地での営農再開及び発電事業終了後の農業再生を図るための農業復興政策を推進し、作物の高品質化・多収量化の実現を目指すものであるが当該区域以外に必要な用地を確保することが困難である。また、当該事業については、近隣に必要な関連施設を有している。 当該事業区域については、平成27年7月に完成した、県営かんがい排水事業富岡地区の受益地となっている事から、「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領」の規定に基づき、福島県が補助金の返還の免除を申請する予定である。 また、当該地を本計画により事業区域から除外することについては、富岡町農業委員会へ随時説明（最終説明H28.7）を行っているとともに、富岡町土地改良区への説明（H28.7）を行い、了承を得ている。 なお、当該事業区域内で営農再開する農地及び区域外の農業の健全な発展に支障を来すことのないよう関係機関と調整した上で事業者の指導を徹底する。
	県営かん がい排水 事業	富 岡	福 島 県	743.3ha	S62- H27	34.0ha	完了	補助	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農業復興政策を着実に進め農業の再生を推進するとともに、全町避難が継続する特殊な事態であることから、町の復興復旧に向けた各種計画との整合を図りながら、土地利用を検討する。

2 調整措置概要

地区名： 杉内 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行 状況		
E	団体営 圃場整 備事業	西ノ上	富岡町 土地改良区	20.0ha	S45- S50	9.3ha	完了	補助	太陽光発電事業は、将来の農業復興のために必要な財源を生むための方法の1つと位置付け、売電収入を活用して残される農地での営農再開及び発電事業終了後の農業再生を図るための農業復興政策を推進し、作物の高品質化・多収量化の実現を目指すものであるが当該区域以外に必要な用地を確保することが困難である。また、当該事業については、近隣に必要な関連施設を有している。 当該事業区域については、平成27年7月に完成した、県営かんがい排水事業富岡地区の受益地となっている事から、「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領」の規定に基づき、福島県が補助金返還の免除を申請する予定である。 また、当該地を本計画により事業区域から除外することについては、富岡町農業委員会へ随時説明（最終説明H28.7）を行っているとともに、富岡町土地改良区への説明（H28.7）を行い、了承を得ている。 なお、当該事業区域内で営農再開する農地及び区域外の農業の健全な発展に支障を来すことのないよう関係機関と調整した上で事業者の指導を徹底する。
	県営かんがい排水事業	富岡	福島県	743.3ha	S62- H27	29.5ha	完了	補助	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、また、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農業復興政策を着実に進め農業の再生を推進するとともに、全町避難が継続する特殊な事態であることから、町の復興復旧に向けた各種計画との整合を図りながら、土地利用を検討する。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであつて、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。